

群馬大学大学院奨学金返還免除候補者及び返還免除内定候補者選考要項

平成17. 4. 1 制定
改正 平成25. 4. 1 平成25. 7. 8
平成26. 4. 1 平成28. 8. 9
平成31. 2. 18 令和 4. 11. 1
令和 6. 4. 1 令和 6. 12. 1
令和 8. 3. 9

(趣 旨)

第1 群馬大学（以下「本学」という。）において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して行う大学院第一種奨学金又は授業料後払い制度の返還免除候補者（以下「免除候補者」という。）及び返還免除内定候補者（以下「内定候補者」という。）の選考は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）その他の法令に定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(免除候補者の推薦対象)

第2 免除候補者の推薦対象は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第一種奨学金又は授業料後払い制度の貸与を受けている本学大学院学生で、当該年度中に貸与期間が終了する者のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者
- (2) 教育学研究科学生で、第1号に該当し、かつ教員採用選考試験に合格し、教育学研究科修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者

(免除候補者の推薦)

第3 研究科、学府又は学環（以下「研究科等」という。）の長は、所定の期日までに第2による推薦対象の者について業績等の評価を行い、第2の第1号に該当する推薦対象の者は順位を付して、第2の第2号に該当する推薦対象の者は順位を付さずに学長に推薦するものとする。

(免除候補者の業績評価等の方法)

第4 研究科等の長は、免除候補者の業績評価等について、別表第1に定める業績項目及び各評価項目を基に、各研究科等で評価方法を定めて総合的に評価するものとする。

(内定候補者の推薦対象)

第5 内定候補者の推薦対象は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士課程、専門職学位課程又は博士前期課程（以下「修士課程等」という。）に進学を希望し、第一種奨学金又は授業料後払い制度の貸与を受ける予定の者で、次のいずれも満たす者
 - ア 学部等在籍時に修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）を利用している

こと又は申請時に住民税非課税世帯である者

イ 科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・A I、量子、マテリアル等）又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野（以下「分野」という。）の修士課程等1年次に進学を希望している者

ウ 将来、イの分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

（2）博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程等」という。）の1年次に進学し、当該年度に第一種奨学生として採用された者

（内定候補者の申請）

第6 返還免除の内定を希望する者は、所定の期日までに所定の書類により、進学を希望する研究科等の長に申請するものとする。

（内定候補者の推薦）

第7 研究科等の長は、所定の期日までに第6により申請のあった者について業績等の評価を行い、第5の各号に定める対象者毎に順位を付して学長に推薦するものとする。

（内定候補者の業績評価等の方法）

第8 研究科等の長は、内定候補者について、次の各号に定める方法により評価するものとする。

（1）第5の第1号に掲げる者については、修士課程等の入試成績等を基に別表第2に定める評価項目について、各研究科等で評価方法を定めて総合的に評価する。

（2）第5の第2号に掲げる者については、博士課程等の入試の結果、修士課程等の成績等を基に別表第1に定める評価項目について、各研究科等で評価方法を定めて総合的に評価する。

（免除候補者及び内定候補者の決定）

第9 学長は、第3及び第7の規定に基づき推薦された免除候補者及び内定候補者について、執行役員会議の議に基づき、推薦順位を付して候補者を決定する。

2 免除候補者及び内定候補者として本学が機構に推薦する人数は、機構から示された推薦枠の範囲内とする。

3 免除候補者のうち第2の第2号に該当する者として推薦のあった者については、前2項の規定に関わらず、執行役員会議の議に基づき、機構が定める推薦要件を満たす者全員を候補者として決定し、前項の推薦枠とは別に、機構に推薦する。

（事 務）

第10 免除候補者及び内定候補者の選考に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

（雑 則）

第11 免除候補者及び内定候補者の選考に関し必要な事項は、この要項に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この改正は、令和8年3月9日から施行する。

別表第 1

大学院業績優秀者返還免除制度に係る業績項目及び評価項目

業 績 項 目	評 価 項 目
1 学位論文その他の研究論文	(1) 学位論文 (2) 学位論文以外の研究論文 (3) 専攻等で刊行されている研究年報等に掲載された論文 (4) 学会等からの表彰 (5) 学会誌、学術誌等に論文掲載 (6) 関連する学会等での発表
2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究成果	(1) 特定の課題についての研究の成果 (2) 特定の課題についての試験の結果
3 著書、データベースその他の著作物(前2項に掲げるものを除く。)	(1) 学内におけるデータベースその他の著作物 (2) 専攻分野に関連した著書 (3) データベース (4) その他の著作物
4 発明	(1) 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得た業績
5 授業科目の成績	(1) 修業年限の短縮 (2) 講義、演習等の成績
6 研究又は教育に係る補助業務の実績	(1) リサーチアシスタント等による教育研究活動 (2) ティーチングアシスタント等による教育研究活動 (3) 学外におけるリサーチアシスタント等による教育研究活動への貢献
7 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績	(1) 音楽活動 (2) 演劇活動 (3) 美術活動 (4) その他芸術活動
8 スポーツの競技会における成績	(1) 国内競技会 (2) 国外競技会
9 ボランティア活動その他の社会的貢献活動の実績	(1) 専攻分野に関連したボランティア活動 (2) 専攻分野に関連したボランティア活動等公益の増進に寄与した研究業績

別表第 2

修士課程等業績優秀者返還免除内定制度に係る評価項目

評価項目
1 修士課程等入学時の入試結果が優れていること
2 学部等の成績が優れていること
3 所属学部長からの推薦があること
4 修士課程等在学中に文部科学省令第36条（専攻分野に関する業績）第1号から第10号の各業績を挙げる見込みがあること
5 飛び級・早期卒業者で学部時の成績が特に優れていること